

## 令和6年(2024年)第8回ニセコ町議会定例会

令和6年(2024年)12月5日(木曜日)

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 副町長の宣誓
- 5 行政報告
- 6 選挙第 1号 ニセコ町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 7 委員会報告第2号 所管事務調査の結果報告  
(産業建設常任委員会報告)
- 8 認定第 1号 令和5年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定について  
(決算特別委員会報告)
- 9 発議第 2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案  
(提出者/ニセコ町議会議員 木下裕三)
- 10 報告第 1号 専決処分した事件の報告について  
(和解及び損害賠償の額の決定について)
- 11 承認第 1号 専決処分した事件の承認について  
(令和6年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 12 承認第 2号 専決処分した事件の承認について  
(令和6年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 13 議案第 1号 ニセコ町気候変動対策推進条例  
(提案理由の説明)
- 14 議案第 2号 ニセコ町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明)
- 15 議案第 3号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を  
改正する条例  
(提案理由の説明)
- 16 議案第 4号 ニセコ町防災会議条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明)
- 17 議案第 5号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算

(提案理由の説明)

18 議案第 6号 令和6年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算

(提案理由の説明)

19 議案第 7号 令和6年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算

(提案理由の説明)

○出席議員 (10名)

1番	高瀬浩樹	3番	高木直良
4番	榊原龍弥	5番	前原孝植
6番	小松弘幸	7番	斉藤うめ子
8番	木下裕三	9番	篠原正男
10番	青羽雄士		

○欠席議員 (1名)

2番 大野幹哉

○出席説明員

町長	片山健也
副町長	山本契太
総務課長	福村一広
総務課参事	森玲子
消防庁舎整備室長	黒瀧敏雄
企画環境課長	桜井幸則
企画環境課参事	阿南孝宏
税務課長	鈴木健
保健福祉課長	重森省宏
農政課長	中川博視
農業委員会事務局長	
農政課参事	長田陽介
国営農地再編推進室長	石山智
商工観光課長	馬淵由香
商工観光課参事	三上進
都市建設課長	橋本啓二
上下水道課長	石山康行

総務係長	佐々木 一 茂
財政係長	浅井 理 登
教育係長	片岡 辰 三
総合教育課長	淵野 伸 隆
総合教育課参事	阿部 信 幸
こども未来課長	齋藤 徹
学校給食センター長	三橋 公 一
代表監査委員	佐竹 三 郎
農業委員会会長	荒木 隆 志

○出席事務局職員

事務局長	高瀬 達 矢
書記	佐藤 秀 美

◎開会の宣告

- 議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は9名です。  
定足数に達しておりますので、これより令和6年第8回ニセコ町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（青羽雄士君） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（青羽雄士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において5番、前原孝植君、6番、小松弘幸君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（青羽雄士君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの9日間にしたいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月13日までの9日間に決しました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（青羽雄士君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、総務課長、福村一広君、総務課参事、森玲子君、消防庁舎整備室長、黒瀧敏雄君、企画環境課長、桜井幸則君、企画環境課参事、阿南孝宏君、税務課長、鈴木健君、保健福祉課長、重森省宏君、農政課長・農業委員会事務局長、中川博視君、農政課参事、長田陽介君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、馬渕由香君、商工観光課参事、三上進君、都市建設課長、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、佐々木一茂君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、総合教育課長、淵野伸隆君、総合教育課参事、阿部信幸君、学校給食センター長、三橋公一君、こども未来課長、齋藤徹君、代表監査委員、佐竹三郎君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告3件と、中国における臓器移植を考える会より臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情1件を郵送により受理しております。それらの内容は、お手元に配付したとおりです。

次に、9月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は、別紙報告書のとおりです。

次に、大野幹哉議員から体調不良のため本日の会議は欠席する旨の申出がありましたので報告いたします。

以上をもって諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 副町長の宣誓

○議長（青羽雄士君） 日程第4、副町長の宣誓を行います。

ニセコ町まちづくり基本条例第26条第2項の規定により、就任時の宣誓を行いたい旨の申出がありましたので、これを許します。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） おはようございます。去る9月13日に招集されました第6回ニセコ町議会定例会において、ニセコ町副町長といたしまして選任同意をいただきました山本でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、副町長就任に当たり、ニセコ町まちづくり基本条例第26条第2項の規定に基づきまして宣誓をさせていただきます。

宣誓、私は副町長の職が議会の皆様と、ひいては町民の皆様の信託によるものであることを深く自覚し、町長の補佐役としてその職務に誠心誠意取り組んでまいります。ここに、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とニセコ町まちづくり基本条例が体现する住民自治の精神を引き継ぎ、私たち町民一人一人が自ら考え、行動することによるまちづくりを追求し、公正かつ誠実に職務に取り組むことを固く誓います。

令和6年12月5日、ニセコ町副町長、山本契太。

よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 以上で副町長の宣誓を終わります。

#### ◎日程第5 行政報告

○議長（青羽雄士君） 日程第5、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） おはようございます。第8回ニセコ町議会定例会、どうぞよろしくお

願いたします。

それでは、第8回ニセコ町議会定例会にあたって行政報告をさせていただきます。

行政報告書1枚目をおめくりいただきまして、総務課の関係であります。

全国町村長大会が11月20日、NHKホールで開催されました。この中で特に今回新たに、また地方分権の推進ということが大きく垂れ幕として出されているところであります。一般財源の確保について引き続き国に対して要請活動を行っていくということの決議をなされているところであります。

次に、その下、全国町村長サミット2024 in 千葉ということで、総務省主催の会議におきまして多様な人材の活用という点においてニセコ町の取組事例を報告させていただいたところがあります。

以下、記載のとおり会議がありまして、一番後段、5として、後志広域連合につきまして、それぞれ記載のとおり、幹事会、それから次のページに行きまして後志広域連合の会議があります。11月29日には後志広域連合議会定例会が開催されているところでありまして、広域連合長として出席をしているところであります。

その下、6として、介護保険全国広域連合会議というのがありますが、これは全国にある広域連合が集まって厚生労働省の幹部との意見交換等があるものでありまして、引き続き介護保険制度の拡充について要請を行ったところがあります。

その下、飛んできまして、8として、羊蹄山麓町村長会勉強会ということで、11月21日、東京での要請活動終了後、羊蹄山麓の首長全員集まりまして、発注制度の勉強会を行っております。承知のことと思いますが、この行政が予定価格を決め入札をするという仕様発注というふうに一般的に言われておりますが、こういった発注方式を行っているのは世界の中で日本だけというような説明でありまして、最低価格をよしとする社会から、やはりライフサイクルコストも含めて性能発注社会という世界が動いている方向に転換をしていかないと、いつまでも過当競争の中で地域経済が疲弊し、全国的に見ても経済が疲弊していくのではないかとということで、その具体的な性能発注についてこれまでの先進事例も含めて勉強会を行ったところがあります。

次の3ページ目でございますが、年に一度、東京大学の公共政策大学院で講演や意見交換しておりますが、今回は主に観光地における地域割引といいますか町民割引、二重価格制度について学生さんと議論させていただいて、いろんな知見を得たところがあります。

その下、11として、第5回 s a t o y a m a 実践者交流会 in 余市町ということで、これはジャパンタイムスが主催しているものでありますが、藻谷浩介先生を囲んで、齊藤町長等と地域づくりについて議論させていただいたところがあります。

その下、12として、北海道地方自治研究所2024ということで自治講座がありまして、地方分権の今後について議論させていただいたというような状況でございます。

飛んでいただきまして、14として、北海道自治体情報システム協議会の運営委員会等、担当者会議がそれぞれ行われているところであります。

次に、4ページ目ではありますが、15として、土地の寄附の受入状況は記載のとおりとなっております。4件、1,070平方メートルについてご寄附をいただいているところであります。

16として、原子力関係の会議以下、担当者等が出て会議を、5ページ目の上段までそれぞれ記載のとおりとなっております。

その下、中段、21として、令和6年度北海道原子力防災総合訓練が10月31日に行われております。

以下、泊原発の関係につきましても記載のとおりとなっております。

次に、めくっていただきまして6ページ目ではありますが、24として、災害時における外国人旅行者への情報伝達訓練が11月22日に行われております。

また、25として、泊発電所の立入調査、担当のほうで出ているところであります。

また、26として、令和6年度第2回安否情報システム全国一斉訓練が11月29日に行われております。

次に、その下、消防庁舎整備室の関係であります。

1として、消防庁舎建設技術協力会議が8月20日に行われ、新ニセコ消防庁舎建設工事の安全祈願祭が10月11日に記載のとおり開催されています。

次に、7ページ目ではありますが、新ニセコ消防庁舎の関係の様々な工事の打合せ等、記載のとおりいろいろ行われている状況であります。

次に、中段、4として、第225回まちづくり町民講座が10月1日、消防庁舎の関係で意見交換させていただいております。

また、その下、建設工事の打合せ等、記載のとおりとなっております。

その後段、企画環境課の関係であります。

1として、北海道新幹線と高速道路の建設関係、そこにそれぞれ会議等、記載のとおりとなっております。

8ページ目を御覧いただきたいと思います。上段のほうは並行在来線等の担当者会議、それぞれ記載のとおり開催されております。

2として、北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会の状況で、11月12日に道内要望、11月21日に中央要望をそれぞれ行っているところであります。

以下、それぞれ記載の会議が行われておりまして、その一番下ではありますが、第58回一般社団法人全国過疎地域連盟の総会等、記載のとおりとなっております。

次に、9ページ目をご覧いただきたいと思います。上段、6として、北海道町村会政策懇談会が開催されておりまして、私たちの町でも大変お世話になってご指導いただいている明治大学の小田切徳美先生が御講演をされ、その後の各分科会に分かれて国に対する要請の項目の絞り

込みを議論させていただいたところであります。

その下、7として、ニセコエリアにおけるタクシー確保に向けた協議会が記載のとおり開催されております。

その中段、9として、まちづくり基本条例について、まちづくり基本条例第5次改正検討委員会が11月13日に開催され、またその下、(2)として、第223回まちづくり町民講座、まちづくり基本条例についての座談会を開催させていただいております。ニセコ町のまちづくり基本条例作成に深く関わっていただきました釧路公立大学の名塚昭理事長に講演をいただいたところでもあります。

その下、10として、地域公共交通活性化協議会、第32回が10月11日、それから部会が10月17日、そして次の10ページ目の上段であります。それぞれ記載のとおり公共交通活性化協議会が開催されたところでもあります。

その下、11として、健康まちづくりフォーラム in 羊蹄山麓ということで、これは東急不動産グループが社会貢献の一環として主催のところに書いてあります生涯健康社会推進機構というのを設けております。この機構と構想日本が併せて、羊蹄山麓の首長全員集まり、あるいは担当者も入って、長寿社会にどう対応するか、健康、それから交通、こういったものを部会にも分かれて2日間にわたってニセコで検討いただいたというものでございます。

その下、第15回ニセコ町自治創生推進協議会、記載のとおり10月21日に開催されております。

その下、14として、ニセコ町でも全国大会を開催させていただきました水資源保全全国自治体連絡会のシンポジウムが越前おおので開催されたところでもあります。

以下、出席の会議等、記載のとおりとなっております。

次に、11ページ目でございますが、一番上の16として、企業版ふるさと納税感謝状贈呈式、これは三友商事様からオゾン除菌脱臭機の寄贈等を受けておまして、これらの感謝状の贈呈式を行っております。

その下、12として、第12回まちづくりメイヤーズフォーラム、これは北海道主催であります。記載のとおり開催されているところでもあります。

それから、19として、日本青年会議所北海道ブロックの北海道大会の中で、倶知安青年会議所とニセコ町で脱炭素社会に向けた協定を結んでおります。倶知安青年会議所としても羊蹄山麓各地域における脱炭素を一緒になってやりたいということで、先駆的事例があるということでニセコ町とまず最初に結びたいということで協定させていただいたところでもあります。

20として、国際交流事業の実施状況ということで、新たに記載の国際交流員（C I R）が着任をさせていただいており、(2)以下、国際交流事業について、それぞれ次のページ中段まで記載のとおり、それぞれ事業が行われている状況であります。

その12ページ目の後段、21として、地域公共交通改善事業の実施状況、デマンドバスの運行状況は記載のとおりとなっております。



次に、13ページ目を見ていただきますと、22として、ふるさとづくり寄附、ふるさと住民票の状況についてということで、現在1億3,000万円のふるさと寄附を頂いているという状況をそれぞれ分野別に記載させていただいております。

また、14ページ目上段のほうに、ふるさと住民票の関係も記載されておりまして、現在233名の方がニセコ町のふるさと住民として登録をいただいているというような状況でございます。

その下、23として、ニセコ中央倉庫群指定管理状況ということで、それぞれ記載のとおり、有効に中央倉庫群が活用されている状況を記載しております。

その下、24として、防災ラジオの配布状況の10月末現在の数値を記載しているところでございます。

次の15ページ目ではありますが、25として、現在、まちづくり懇談会を記載のとおり、各地区で開催させていただいているという状況でございます。

その下、26として、こんにちは・おぼんです町長室、毎月交互にやっている昼夜の町長室の開放事業ではありますが、記載のとおりの方が来られているような状況です。

その下、28として、行政視察の受入状況は記載のとおりとなっております。現在もお泊まりいただくということを基本的な条件として受入れを行っているところでございます。

次に、16ページ目、税務課の状況であります。

平成6年度分の町税収納実績、そこに記載のとおりとなっております。

また、その下に宿泊税の導入に関する作業進捗状況は記載のとおりとなっております。各それぞれの分野で宿泊事業者との面談等を行って、宿泊業のご理解をいただいて進んでいるところであります。その下の米印のところにあります。令和6年11月1日時点で町内で宿泊事業を営業中の宿泊事業者は139件、町外在住などにより直接面談できていない残り6件の事業者については電話やメールなどのやり取りを進めているというような状況でありまして、今後必要に応じて随時面談をしていく予定としているところであります。

その下、北海道観光局と宿泊前に関する担当者の意見交換を11月19日に行われております。これまでニセコ町としては、道の宿泊税に関して、ニセコ町との不都合といいますか、突合しないことが多々ありますので、それらについて再三にわたって北海道観光局の担当を含めて責任者にお話を申し上げておりますが、なかなかお聞きいただけないという状況でありますので、引き続き要請、懇談の機会を設ける場があれば、私どもの現場の声も伝えていきたいと、このように考えているところであります。

次に、17ページ目ではありますが、3として、固定資産税の口座振替における振替日誤りについてということで、令和6年度固定資産税の第4期分の口座振替日は本来、納期限と同一である11月25日ということになっておりますが、一部の金融機関において誤って11月18日に振替を、引き落としを実施するという事故が発生しております。大変申し訳なく思っておりますが、原因については記載のとおり単純なチェックミスということでありまして、発覚した11月19日に、

後段の対応方法ということで記載しておりますが、全件郵送でおわび文書を発送したところでございます。また、不利益等があった方につきましては、個別に対応して謝罪を含めた対応をさせていただいたところであります。今後、再発防止策といたしましては、このチェック体制の確立をしっかりとするという事と、金融機関との連携を密にしたいということで、1、2、3とそれぞれ記載のとおり行っていきたいというように考えております。

このたび振替日の間違いということで早期に引き落としをしてしまったということで、関係者の皆さんに深くおわびを申し上げます。大変申し訳ありませんでした。以後こうしたことがないように、十分注意をしましてまいりたいと考えております。

次に、18ページ、町民生活課の関係であります。

1として、町民センターの利用状況は記載のとおりとなっております。

また、住民基本台帳ネットワークの運用状況も記載のとおりでございます。

3として、一般廃棄物の処理状況につきまして、ごみの収集量の実績ということで記載させていただいております。また、11月2日には使用済み小型家電の収集を行い、記載のとおり収集しているところであります。

その下、4として、秋のクリーン作戦の実施ということでありますが、11月2日が雨天のため、11月3日にし、規模を縮小して記載のとおり実施しているというような状況でございます。

次に、19ページ目ですが、上段、5として、宮田地区の火災ごみの処理ということで、火災があった以降、火災焼失現場自体が相当ごみが散乱してひどい状況で、これが放置すると飛散する可能性が相当高いということで、ごみを集積して飛散防止の処置をさせていただいたところであります。今後、地権者に対しても引き続き撤去の要請は行っていきたいというふうに考えております。

次に、6として、交通安全の推進状況、(1)秋の交通安全運動以下、記載のとおりそれぞれ交通安全対策の運動等を行っているところであります。

その下、7として、令和6年度倶知安人権擁護委員協議会の秋季研修会をニセコ町で開催させていただいたところであります。

また、8として、無料法律相談に来ている方の件数を書いておりますが、札幌弁護士会の皆さんには大変ご協力をいただいていることに感謝を申し上げます。

次に、20ページ目をご覧くださいまして、保健福祉課の関係でございます。

ニセコ町社会福祉委員会議、民生委員会議を10月11日に開催させていただいております。

また、2として、ニセコハイツ等の入所状況は記載のとおりとなっております。

3として、新型コロナウイルスワクチンの接種状況、11月7日現在の状況ということで78名の方が接種をされているような状況であります。

その下、4として、各種健康診査等の実施状況ということで、(1)の乳幼児健診から次の21ページ目上段、エキノコックスの健診、巡回ミニドック等、21ページ目までずっと記載のとおり

となっております。特に、8として、エキノコックス症予防（駆除）対策として、ボランティアの皆さんの献身的なご努力によりまして、記載のとおりベイト撒き等を行っているところでもあります。

次に、22ページ目ではありますが、10として、健康運動教室のほか、その下の倶知安厚生病院の運営委員会、あるいは12として、倶知安厚生病院第2期整備推進協議会構成町村長会議が開かれております。

その下、13として、倶知安厚生病院第2期整備の状況についてということで記載してございます。令和4年4月に着工した倶知安厚生病院第2期整備事業は、令和6年8月末に新病棟の建設工事が竣工し、順次旧病棟からの移転作業を進め、当初の予定のとおり、令和6年11月5日にリニューアルオープンをしております。このリニューアルオープンに合わせて、病院の名称が「JA北海道厚生連 倶知安厚生病院」から「JA北海道厚生連 ニセコ羊蹄広域 倶知安厚生病院」に変更されております。

今後は引き続き旧棟の解体工事、外構工事が進められ、令和8年8月に完成を予定しているところでございます。また、昨年12月の定例会で報告させていただきました社会情勢の変化に伴う負担金の増額につきましては、倶知安厚生病院第2期整備推進協議会において、事業完了年となる令和8年度の予算確保に向けて令和7年秋頃に決定する方針として負担金の増嵩費用の精査を進めているほか、自治体の負担軽減に係る情報の収集や意見交換を進めているところでございます。地域住民の皆さんの安全安心、健康増進が図られるよう、後志地域の救急医療、周産期医療、在宅医療などの拠点である倶知安厚生病院の整備を確実に推進するため、引き続き協議会による合意形成に努めてまいりたいと考えております。

その下、14として、令和6年度地域包括支援センターの運営状況、10月末現在のところを書いてございます。介護相談件数95件、地域ケア会議・サービス調整などの回数はそこに記載のとおりとなっております。

また、23ページ目、介護予防事業として高齢者の声かけ支援や貯筋教室、介護予防料理教室、リハビリ訪問等、記載のとおりとなっております。また、(4)として家族介護支援事業ということで、11月18日にデイサービスセンターで開催しているところでもあります。また、認知症対策の総合推進事業は記載のとおり進めているというような状況でありまして、(6)介護プランの作成242件、(7)介護予防ケアマネジメント業務225件、その下、救急情報キットの配布状況は記載のとおりとなっております。

次に、24ページ目ではありますが、令和6年度国の施策に伴う給付金等の給付状況について記載してございます。新たな低所得者世帯価格高騰緊急支援・低所得者世帯こども加算給付金の事業ではありますが、給付金実績は、そこに記載のとおり1,500万円、子ども加算金120万円というような記載をしております。次に、(2)定額減税調整給付金のところではありますが、これにつきましては給付実績として2,800万円ということで記載してございます。

以下、16として、国保制度改善強化全国大会が11月15日に東京で開催されたところであり  
ます。

次に、農政課の関係であります。

24ページの後段、1として、水田農業生産状況及び産米の出荷状況は記載のとおりとなっ  
てございます。

また、25ページの上段、品種別作付状況も記載のとおりとなっております。

その下、2として、ニセコ高校等の収穫体験等、小・中学生等の活動状況につきまして、26  
ページまで記載のとおりとなっております。

また、記載の中で、5として、木育イベントとして「NISEKO WOOD PARK」  
が10月20日に開催され、大変好評のうちに終了したということでございます。

そのページの下段のほうであります、8として、集約草地の利用状況ということで、記載  
のとおり、5月29日から10月16日ということで延べ141日間御利用いただいているような状況で  
あります。

9として、令和6年度有害鳥獣被害対策支援事業、記載のとおりとなっておりますが、設備関  
係においては電気柵、爆音機、超音波と記載のとおり補助しております。今後とも、有害鳥獣  
被害の拡大に応じて対策を強化していくという考えであります。

27ページ目上段であります、これは豊里地区の有害鳥獣の委託事業の状況であります。主  
にこれはカラスの畑に対する悪さに対して苦慮しているものであります、なかなか減らない  
という状況でありまして、引き続き対策を講じてまいりたいと考えております。

その下、11として、明暗渠掘削特別対策事業の実施状況は6件ということで記載のとおりと  
なっております。

その下、国営農地再編推進室の関係であります。

国営緊急農地再編整備事業ニセコ地区の推進ということで、昨年までで8割、皆さんの本  
当にご協力のおかげで整備が完了しております。残りの完了に向けて、こうした会議を続けなが  
ら円滑な進捗に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、28ページ目が引き続き国営事業の関係の研修会であるとか、あるいは予算も大切であ  
りますので、土地改良大会への参加等、記載のとおりとなっております。

また、中央要請も10月23日、24日ということで行って予算確保に努めてきたところでござ  
います。

次に、29ページ目、商工観光課の関係であります。

上半期の入込状況は記載のとおりとなっております。道内外の内訳を見ると、道外客が多少  
増加し道内客が減少しているような状況、記載のとおりとなっております。また、ニセコ町  
のインバウンドといいますか外国人の宿泊延べ数はそこに記載のとおりとなっておりまして、  
これは日々相当その年によって変化するものであります、特に数字としてはカナダの方が大

変増えているという実態にあるというような状況であります。

その下、各それぞれインバウンドサミットであるとか、支笏湖洞爺国立公園の関係であるとかは記載のとおりとなっております。

また、4として、例年行っております東京ニセコ会と連携したプロモーションの開催ということで、北海道ふるさと会等が参加をしております代々木のイベントに東京ニセコ会として参加し、本町からも応援に行っているという状況でございます。

30ページ目でございますが、デジタルノマドシンポジウムが10月16日に開催されておまして、デジタルノマドシンポジウムの官民連携推進会議が設立ということで賛同を得て、設立に向けた取組をしているという状況でございます。ご承知のとおり、デジタルノマドにつきましては、今まで観光ビザが30日ということでありましたが、新たなビザが創設され、現在6か月までビザ申請をすると滞在できるということでもありますので、デジタルノマドとよく言われますが、パソコン1台で生活できるような人たちが観光と併せて来て、ここでワーキングをするというようなイメージのものであります。ニセコ町あるいはニセコエリアにとって、長期滞在を進める上でこのデジタルノマドビザの6か月延長というのは大変大きなものがあるというふうに考えておまして、官民連携会議としては今後さらにこれを1年、2年に延長したいということで国に対して、引き続き国と協力いただきながら、延長について活動していきたいということで、現在、動いているところであります。

その下、それぞれ各会議等に出席しております。

また、その下、後段でございますが、日本フットパス協会理事会と総会があり、来年この場で全国大会がニセコ町開催ということが決定したということでもありますので、町としてもしっかりした応援をしてみたいと考えております。

また、10として、日本版ベストツーリズムビレッジ連携協議会総会あるいはシンポジウムが記載のとおり11月25日、26日に岐阜県で行われております。これにつきましても来年度、このベストツーリズムビレッジの連携協議会をニセコでやりたいということで、役員皆さんの総意ということでもありますので、これに向けた準備も進めてまいりたいと考えているところであります。現在このベストツーリズムビレッジにつきましては、8地区が全国で選ばれております。来年に向けては11地区になる予定ということで、国連の世界観光機関の中で認定された自治体の情報が世界に発信されるということで大変大きな効果があるものというふうに考えているところであります。

次に、31ページ目でございますが、11として、宿泊税の使途等に関する意見交換会、(1)小規模事業者との懇談会が9月24日、25日、27日、それから宿泊事業者との懇談会が10月11日、18日、23日が2回、それから25日というふうに開催されています。現在、まちづくり懇談会の開催の中でホテルのオーナーや責任者の方は来られていますが、その中では宿泊税に関して今のところトラブルは全くなく、円滑に推進していますというようなお話をいただいているところ

であります。

その下、12として、観光審議会、11月28日に役場で開催されておりました、観光振興ビジョンのフォローアップあるいは宿泊税の用途についてご議論いただいたところであります。

その下、北海道地区道の駅連絡会の通常総会ということで、私がこれまで会長をしておりましたが、今後、会長が留萌市長に引き継がれるということで、再来年に全国大会が留萌市で開催されるということで、例年1,000人規模の道の駅の全国大会ということでありますので、今後、これまでの経緯もありますので、いろいろな応援をしていきたいというふうに考えているところであります。

その下、14として、一般社団法人全国道の駅連絡会の理事会総会がありまして、私もこれまで理事として運営に関わっておりましたが、今度は監事として引き続き関わっていくということになりました。

その下、カーシェアリング実証試験の延長について記載しております。

次に、32ページ目ではありますが、ニセコハロウィンをはじめ多くのイベントがそれぞれの主催団体で行われております。町内へのカボチャの配置から始まって、(2)ニセコグラベル、これも大変大きなイベントでありまして、私も参加させていただきましたが、大きな将来的なイベントに育っていくのではないかとというふうに考えております。また、このハロウィンについてもニセコの風物詩となっておりますので、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

また、JRの皆さんの大変なご努力によりまして、(4)、(5)とそれぞれ書いておりますが、特急ニセコ号の運行が記載のとおり行われ、それから観光列車ひとめぐり号の運行も9月12日にニセコ駅を通過して行っていただいたところであります。

次に、33ページ目、(6)として、アンヌプリ森林公園での植樹活動を記載のとおり、NPO法人ニセコ未来サポート隊の皆さんのご協力によって開催しております。

また、(7)として、ミニケストラによる町民コンサートが11月17日に開催されているところでもあります。

17として、ニセコグリーンバイクプラス（電動アシスト付自転車の貸出事業）の結果につきましては記載のとおりとなっております。

その下、各スキー場の安全祈願祭の状況は記載のとおりとなっております。

次に、19として、ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会の開催ということで、9月25日に記載のとおり開催されておりました、総会が11月8日ということで、これは同時に、終わり次第ニセコスキー場安全利用対策協議会の総会も併せて開催いただいたというようなことでありまして、各警察をはじめ関係機関との連携を強化しながら、ニセコスキー場エリアの安全対策を講じてまいりたいと、このように考えているところでもあります。

21として、ニセコリゾート観光協会の取締役会が11月7日に開催されております。

また、22として、令和6年度ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」入館状況は記載のとおりとなっております。

その下、23として、株式会社キラットニセコ取締役会への出席ということで、記載のとおりとなっております。

次に、35ページ目ではありますが、一番上、24として、ニセコ町グルメスタンプラリーの開催ということで、商工会主催で記載のとおり開催されているところであります。

その下、25として、ようてい地域消費生活相談窓口の運営状況ということで、相談件数は記載のとおりとなっております。

その下、下段のほうではありますが、都市建設課の関係であります。

1として、ニセコ町営住宅入居者選考委員会の開催、10月28日、11月25日にそれぞれ開催いただいております。

また、その下、2として、国土利用計画法に基づく土地取引の状況、土地につきましては記載のとおりとなっております。36ページ目をご覧いただきたいと思います。上段、3として、景観条例に基づく協議状況ということで、9月と11月の間で開発事業案件が4件、屋外広告物が3件というようなことになっております。

以下、工事等の執行状況につきましては後のほうに記載しておりますので、後ほどご覧賜りたくお願いいたします。

次に、農業委員会の関係ではありますが、1として、後志地方農業委員会連合会研修会の開催、あるいは、2として、農地パトロールの実施が10月30日に行われたところであります。

次に、消防組合ニセコ支署の状況ではありますが、1として、消防団機関員養成訓練等、記載のとおりとなっております。

また、37ページ目の上段のほうではありますが、3として、ニセコ町少年消防クラブ学習会、9月21日、11月16日、それぞれ開催をされております。

また、4として、羊蹄山ろく消防組合研修会が以下9月6日から始まって、記載のとおり研修会が様々に行われているような状況であります。

次に、38ページ目、北海道・東北ブロックの女性防火クラブ連絡協議会が9月26日に札幌市で開催され、6として、消防団分団の訓練、9月26日から記載のとおり、団員さんの大変なご協力の下、訓練活動が行われているところであります。

7として、羊蹄山ろく消防組合多数傷病者の対応訓練、これが9月27日に蘭越町の山村開発センターで行われ、消防団の幹部会議や役員の研修会等、記載のとおりとなっております。

次に、39ページ目ではありますが、12として、秋の火災予防運動における火災予防の啓発活動、10月15日、10月29日、それから秋季招集訓練が10月15日にそれぞれ行われ、また、原子力を含めた訓練活動、それぞれ記載のとおりとなっております。

次に、40ページ目ではありますが、火災予防のポスター等記載のとおりとなって、本当に消防

で様々活動いただいているところであります。

20として、新入団員の教育訓練等、記載のとおりとなっております。

以下、消防の避難訓練、それぞれの各事業者が最近は災害の関係で大変ご協力いただいて、41ページ目にもずっと、それぞれ事業者や幼児センター等もありますが、それぞれ訓練を行っていて、ご協力いただいているところであります。

42ページ目、22として、救命講習ということで、各事業者さんでそれぞれ記載のとおり救命活動の訓練を行っていただいたところであります。

後段、23として、災害の出動について、ニセコ支署の出動関係、火災出動から始まりまして、警戒出動、これが43ページ目にそれぞれ書いてございます。それから、近年多い山岳救助活動が44ページ目の中段に記載したとおりとなっております。その下、(4)として、救助出動ということで、これも記載のとおりとなっております。

45ページ目にニセコ救急の出動先別出場状況というものを、9月、10月、11月について書いているところであります。

先般、消防の市町村長の会議がありまして、この中で軽症といいますか、救急車を呼ぶ必要のない方からの最近そういった救急出動依頼が増えているのではないかとということで、本当に重篤な人が運ばれない事態がないかとということで意見交換させていただきましたが、現在4,000件を超える電話があるということではありますが、現在のところ職員で対応できるということで本署で一部やっている、また民間の方を介在したものについては今のところまだ必要ないというような現場のご意見でありましたので、今後、こういったことにも配慮しながら、消防活動の支援といいますか、一体となって行っていきたいというふうに考えているところであります。

以下、46ページ以降、委託、工事の関係の進捗状況等を記載しておりますので、ご覧賜れば大変ありがたいと思います。

以上で今議会における行政報告とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これで行政報告は終わりました。

次に、教育長、片岡辰三君。

○教育長（片岡辰三君） それでは、第8回ニセコ町議会定例会におきまして教育行政報告をさせていただきます。

それでは、お手元の教育行政報告のファイルをお開きください。

まず1ページ、教育委員会の活動状況につきまして、令和6年第7回定例会、9月18日に開催されてございます。協議案としましては、当初予算の各学校の要望事項について、また、報告事項としましては、教育費予算の補正、教育関係施設等の整備状況、それから現在進捗中のニセコ高等学校寄宿舎建設技術協力者選定委員設置要綱の制定並びに選定委員の委嘱、それからニセコ町立北海道ニセコ高等学校の寮検討専門委員会委員の委嘱ということで、これまで2年の



任期で検討していただきまして、さらに完成までしっかりと見届けてご助言いただくということで再任の選任をしたところでございます。それから議案としましては、来年度のニセコ町幼児センター園児募集、それからニセコこども館利用者募集の要綱、そして令和7年度のニセコ町立北海道ニセコ高等学校入学者選抜の実施についてということで、それぞれ新たな来年度の募集に向けて進めているところでございます。

次に、第8回臨時会におきましては10月1日に開催されてございます。ニセコ町教育委員会委員の任命ということで、越湖委員が任命されたところでございます。それに伴って議席の決定をしたところでございます。また併せまして、ニセコ高等学校の寄宿舎整備の状況につきまして、平面図等について臨時寮、新寮についての説明をしたところでございます。

次に、第9回定例会が11月19日に開催されてございます。報告事項としては、教育費予算の補正、それから令和6年度全国学力・学習状況調査の結果、それから区域外就学に対する同意等についてでございます。議案につきましては、ニセコ町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定ということで、これまでコロナ禍における臨時的在宅ということでありましたけれども、今後もそういった感染症やいろいろなこともありまして、長期休業等に伴う在宅勤務についての要綱を制定したところでございます。それから教育関係施設の視察ということで、教育委員の皆さんとともに学習交流センターあそぶっく、総合体育館、有島記念館、ニセコこども館をそれぞれ視察してございます。

(2)につきましては、第1回後志管内公立小中学校教職員人事推進会議ということで、9月より人事の協議が入る中で、後志教育局のほうから公立小中学校教職員人事の現状と課題、それから来年度についての当初人事の重点ということで説明を受けているところでございます。

次の2ページをご覧ください。

令和6年度の後志中地区通級指導協議会が9月30日に開催されて総合教育課長が出席しておりますけれども、これまで近隣の通級教室がそれぞれ各町村がかねていろいろやっていたんですけれども、ニセコ町も設置してございますけれども、各町村にそれぞれ通級教室が整備されたということから、この協議会におきましては本年度をもって解散ということになってございます。

(4)北海道市町村立農業高等学校振興対策協議会総会・研究協議会が10月3日、4日にニセコ町いこいの湯宿いろはで開催されてございます。特に町村立の高校が中心、農業関係の高校が中心の集まりで、教育長と校長が参加していろいろ協議しているところです。特に農業高校に当たっては、農業の後継者育成、人材育成、生徒募集というようなことで研究協議を進めたところでございます。なお、この会議につきましては、ニセコ高校が令和8年度から全日制的総合学科に転換するという予定もございまして、今後、教職員も減っていくということで、この会議につきましては本年度をもって退会するという流れになってございます。

次に、(5)後志管内町村教育委員研修会・教育懇談会が10月11日にホテル第一会館で開催さ

れてございます。これにつきましては、教育委員と教育長、総務係長が参加してございます。このときの講演は、このオリンピックで活躍した北口榛花が高校時代に顧問として指導した先生の講話ということで、北口榛花のここまでに至る経緯とかそういった裏話等もお話をいただいたところで、大変貴重なお話を聞く機会でありました。

(6)鳥取県議会による教育行政視察の受入れということで、ニセコ高校が会場となって、特に高校改革の取組についてということでいろいろ意見交流させていただいたところです。今回の議員団は、人口減少社会問題調査特別委員の関係の皆様ということで、鳥取県におきましても高校の存続等の共通課題があるというようなことでニセコ高校を視察いただいたというところでございます。

次に、北海道町村教育委員会連合会の教育長部会が10月17日に全道会議として札幌で開催されてございます。この場では文科省のほうからの説明、それから共済組合の本部のほうからも、いずれも教職員のメンタルヘルスですとか教職員の働き方改革というようなことについての説明がございました。最近教員がなかなか充足できない、教員を志望する方が減っているというような状況を踏まえてということでございます。

(8)北海道教育委員会教育行政事務打合せということで、特に高校改革に関わっての教職員人事ですとか施設関係についての確認、ご助言をいただいたところでございます。それから、その日の午後には戻ってきて教育行政視察ということで、今回については北海道教育委員会の大鐘教育委員ほか3名の方が訪問して、ニセコ高校の取組について視察をいただいたということでございます。

次に、3ページをお願いします。教育委員による道外施設研修につきましては、コロナ前に白馬村の方に視察に行って以来ということで、7、8年ぐらいになりますが、久しぶりの道外視察ということで、京都市教育委員会、特に先進的に高校改革等を進めている県ということで、現在ニセコ高校の校長であります本谷校長の勤務していた日吉ヶ丘高等学校、それから西京高等学校ということで、こちらのほうは進学校の学校ということで、特色ある高校づくりやグローバル教育などについての視察をさせていただいたところです。

次に、後志町村教育委員会協議会教育長部会臨時総会、これについては10月年度で教育長さんが数名変わられたというようなこともありまして、教育長部会の構成変更や役員の変更というようなことで協議したところでございます。

それから、11月27日には後志管内働き方改革推進会議で、オンラインで先生方の働き方に改革に対する取組について、小樽市あるいは留寿都村のほうで取組状況について協議をしたところでございます。

それから、北海道教育振興会創立50周年記念北海道教育フォーラムについては、北海道教育振興会の50周年ということだったのですけれども、傘下の会員等の減少等も含めまして、50周年という区切りにおきまして、本年度をもって解散するというふうなことでございます。パネ

ルディスカッションでは「北海道教育の現状と展望を探る」ということで開催してございます。

次に、4ページをご覧ください。学校教育の推進ということで、学校運営のうちの①学校行事等、参観日につきましては、ニセコ小学校、近藤小学校、ニセコ中学校、記載の期日に開催してございます。旅行的行事としましては、ニセコ小学校・近藤小学校が合同宿泊体験学習ということで5年生が町内において実施しているところがございます。また、秋に発表会等がございますけれども、それぞれニセコ小学校、近藤小学校、ニセコ中学校が記載の期日に開催してございます。非常に子どもたちも元気よく充実した発表ということで、コロナ明けてこういった行事が従来どおり活発になってきているということを感じてきました。それから、体験学習としましては、近藤小学校、ニセコ小学校、それぞれ稲作体験ということで9月、10月に開催してございます。御協力いただきました近藤の平松様、ニセコの三浦様には改めて感謝申し上げます。

次に、会議・研修につきましては、校長会議は記載のとおり、それぞれ学校経営に関する協議・情報交流を含めて開催してございます。教頭会議も校長会議に引き続いたその日程で開催してございます。学校教育指導につきましては、基本的にできるだけ各学校には教育局の指導主事の訪問を要請するようお願いをしている中で、学力・学習状況調査の結果について、教育委員会、それから各小中学校でオンラインでその期日に開催しているところですが、学力・学習状況調査の結果を受けて今後の取組について御助言いただいたところがございます。②のほうは学校教育指導訪問ということで、後志教育局の指導主事が記載の各学校、期日に開催してございます。

次に、5ページをお願いします。学校経営指導訪問ということで後志教育局の義務教育指導監による支援訪問がそれぞれの学校で記載の期日に開催されてございます。高等学校につきましては全道的な見地から石狩教育局の主幹による指導訪問ということで、10月11日に開催されてございます。

先ほども申し上げましたけれども、令和6年度の全国学力・学習状況調査の結果につきましては、検査期日が4月18日、実際の調査項目につきましては、小学校が国語、算数、中学校が国語、数学ということで、学力的な調査のほかに生活習慣や学習意欲に関する調査ということも同時に実施しているところがございます。その結果につきましては既に新聞報道等もされておりますけれども、③のほうに、まず小学校について、全国、全道、ニセコ町ということで表に掲載してございます。ニセコ町の今回の結果としては全国平均と同じもしくは若干上回っているというような結果で、ニセコ町内の各学校の先生方の御尽力に感謝申し上げたいというふうに思っております。なお、そういうペーパー的な結果以外に、学習習慣・生活習慣につきましては、小学校では例えば学校の授業以外にふだん1日1時間以上するいわゆる家庭学習がどうかというと、全国・全道平均を下回っているというようなこと、あるいは食生活としては逆にしっかりと朝食を取っているというような傾向が見られるというようなことで、そういう学習

習慣や生活習慣についての状況も学力、体力等にも影響があるということで、そういったことをベースに各学校がその結果を踏まえて学力向上に取り組んでいるところでございます。

続きまして後段、(4)児童生徒の状況につきましては、12月1日現在は表のとおりとなって、大きな動きはございません。

次に、7ページをお開きください。特別支援教育を要する児童生徒と指導体制の状況ということで、こちらのほうも大きな変動はなく、町として6名の特別支援講師を配置しているところでございます。

(5)特別支援教育に関わりましては、第2回教育支援委員会、第3回教育支援委員会がそれぞれ開催されておりまして、新年度もしくは新たにそういう対象になるような支援が必要な生徒等の判定について協議をしているところでございます。

次に(6)ニセコスタイルの教育として、アンヌプリ登山をNPO法人ニセコ未来サポート隊の共催によって9月1日に開催してございます。児童・保護者50名、ガイド・ボランティア15名の参加ということで取り組んでいるところでございます。それから、コミュニティ・スクール委員会が9月30日に開催されておりまして、これまでのコミュニティ・スクール、国の動きも少しずつ変わってきているところで、外部から講演者をお招きしまして、「地域とともにある学校づくり」ということで、改めてコミュニティ・スクール、地学協働学習協議会等のそういうことについての勉強をしたところでございます。

それから次の8ページをお開きください。ニセコスタイル教育研究会ということで、ニセコスタイルの教育ということで、幼小中高、つながりのある教育ということを目指しております。そういう中でニセコ町内の各学校が主体的にニセコスタイル教育研究会というのを昨年度立ち上げ、今年度2年目となったところですが、内容について少しずつ充実してきているということで、今年度の協議テーマとしては、「幼小中高のつながり」「探究的な学びとICTの利活用」ということで後志教育の指導主事の助言ということも受けてございます。

(7)学校保健につきましては、フッ化物洗口等については記載のとおりの実施となっております。それから、就学児童健診診断及び知能・言語検査については9月24日に開催しているところですが、来年新入学になる対象となる方が39名ということになります。この後、転入転出等で若干の変更はあるかと思っておりますけれども、現在の予定でございます。

次に、(8)学校安全ということで、通学路安全推進会議が11月15日に開催しているところでございます。今回はニセコ町で会議した後、現地調査ということで町内近藤地区の通学路の危険箇所の取組状況、要対策箇所の現地確認等を行っているところでございます。出席者は、道路管理者、国や道、そういったものと各学校を含めて10名で現地視察をしたところでございます。

次に、(9)ニセコ高等学校関係ですけれども、高校の教育活動としては、町内サステナブル研修が10月10日にニセコワイナリーを会場に行われております。また、シビックプライドを持

ったグローバル人材育成プログラムということで、京都府美山町の視察ということで参加してございます。それから、NEXT150ALL HOKKAIDO食の学校祭ということで札幌さとらんどでの交流会にも参加してございます。

次に、9ページをお開きください。ニセコ高校で育てたサツマイモを使用したベーグル販売ということで、9月22日に臨時のJR特急ニセコ号の車内販売に参加しているところでございます。見学旅行が10月14日から18日、マレーシアのほうに生徒19名が参加してございます。それから、第68回北海道高等学校定時制通信制生徒生活体験発表大会が10月8日に全道大会が行われ、3年生の工藤さんが全道での最優秀賞ということで全国大会に出場してございます。それから、第20回農業高校食彩フェアが記載のとおり開催されてございます。

以下、日本農業クラブ全国大会に森脇さんが参加をしてございます。その後、石垣島研修、台湾研修につきましては、生徒の自発的な声かけもありまして、11月にそれぞれ生徒2名、それから台湾研修の5名が参加しているところでございます。また、高校の生徒募集に向けた活動ということで、9ページの後段ですけれども、中学校での合同説明会、倶知安、京極、それから白老白翔中学校等に行っております。

次に、10ページのほうを御覧ください。一日体験入学第2回目ということで10月5日、参加者40名、その2週間後にさらに地域学校説明会ということで10月27日、87名の参加者があったということで、併せて地域みらい留学にも参加しておりますので、オンラインでの説明会を継続しているところでございます。次に、大学等との連携につきましては、北星大学との包括連携協定が9月26日に開催しているところでございます。町内教育機関と連携した教育活動推進や観光・まちづくり活動をはじめ広範な分野での連携ということで、特に英語教育、国際教育についての御助言をしていただける方に出席をいただく予定でございます。それから、台湾の台中科技大学との包括連携協定が11月1日、実際にはなかなか行けないので、協定書を双方送って、それぞれ連携協定を結んだところでございます。

次に、11ページをお開きください。3番の子育て支援、幼児・教育保育の推進についてでございます。ファミリーサポートセンター利用状況につきましては、11月30日現在で利用会員77名、協力会員61名ということで、それぞれ利用状況については表のとおりでございます。

次に、(2)幼児センター関係につきましては、幼児センターの園の行事として運動会が9月7日、見学旅行が9月13日、そこに記載のそれぞれの予定が記載されております。12月7日には発表会が予定されてございます。

12ページをお開きください。園児の健康ということで、フッ化物洗口については、5歳児20名、4歳児28名が実施しているところでございます。園児の安全ということで、避難訓練、記載の9月25日、10月29日に訓練をしております。

次に、④入園児童の状況ということで、現在合計142名ということで、蘭越町への希望者、特に湯の里地区の住民については蘭越の方が通いやすいということもあって、広域という形で

そちらに記載のような形でお世話になっているところがございます。預かり保育の状況につきましては表のとおりでございます。

13ページをお開きください。子育て支援関係につきましても、11月30日現在の登録者62世帯76人ということで、利用状況につきましては表のとおりとなっております。一時保育の状況、それから休日保育の状況につきましても記載の表のとおりでございます。

14ページをお開きください。子育て講座等事業実施の状況ということで、にこにこ相談、遠足が9月10日、ふきだし公園、子育て講座等、記載の期日、内容で開催されてございます。

(4)放課後事業関係についてですが、ニセコ子ども館の状況ということで、12月1日現在では記載のとおり、ニセコ小学校65名、近藤小学校8名、合計73名が利用している状況でございます。

次に、15ページをお開きください。放課後子ども教室につきましても、12月1日の状況につきまして、表のとおりになってございます。昨年度から開催を近藤とニセコ小合同で2回の開催で、できるだけ通いやすいような状況を今進めているところがございます。

次に、16ページをお開きください。4番の社会教育・社会体育の推進ということで、(1)社会教育活動の①の社会教育委員会議につきましても、第2回が9月3日に開催されております。今年度第8期の社会教育中期計画を策定する年度となっておりますので、ワークショップとかワーキンググループで開催して、情報交流や昨年度までの意見、反省等も聞き取りをしているところがございます。3回、4回、5回とその記載の期日に開催してございます。それから、ニセコ町児童生徒作品展が11月1日から4日に開催されてございます。青少年芸術鑑賞会が11月18日、町民センターでWaraku Art Musicという主催者で、和楽器と洋楽器の折衷コンサートということで、具体的な音の響きとかそういったことを体験することができたということで、インターナショナルスクールの生徒も音楽ということで体で感じるということで参加をいただいたところがございます。

次に、17ページをお開きください。ニセコみらいラボということで、少年体験事業として小学校3年生、4年生を対象としたミニチャレ！ということとその記載の期日に開催してございます。有島記念館の見学ですとか、食品ロス学習体験とか、いろいろ物を作ったり体験するような活動を開催してございます。ニセコチャレンジは小学5年生、6年生対象で、今年度9月23日、羊蹄山登山に挑戦ということで、児童14名、引率9名で開催したところがございます。

寿大学につきましては、9月、10月、11月に記載の期日に開催してございます。9月は有島記念館の主任学芸員による講話、11月は町長がガイド役となって町内を案内したということがございます。

以下、来年度に向けて寿大学の学習内容についての意見交流とか班長合同運営委員会等が開催してございます。

(2)文化・図書活動ということで、①有島記念展示事業につきましては、記載の秋の藤倉英

幸展、守分寿男展が期日に開催されてございます。

次に、18ページをお開きください。第36回有島武郎青少年公募絵画展が10月26日から11月10日に開催されて、延べ1,216人の来場がありました。今回応募につきましては、そこに記載されておりますけれども、総数285点の応募があって、入賞・入選が102点ということで、結構入賞・入選率が35.7%と一般の開催のものに比べると厳しい状況になって、レベルが高いという形で受け止められているというふうに考えております。表彰式が11月3日に開催され、表彰式と審査員による作品の講評が行われております。その後、有島記念館各種事業につきましては、記載の日時等に、それぞれ音楽ですとか講演会ですとか、そういったことが開催されてございます。

次に、19ページをご覧ください。それぞれニセコ小学校や中学校が有島記念館を利用してということで、ニセコ小学校の6年生が11月8日にニセコ鉄道遺産群を見学するというので、町の発展とか鉄道の役割について勉強したということでございます。有島記念館の入館者につきましては、表のとおりでございますが、令和4年、5年、6年というふうに順調に入館者が増えている状況でございます。鉄道遺産群保全事業につきましては、そこに記載のと通りの事業が行われておりますけれども、丸の二つ目のニセコ鉄道群遺産秋の大公開においてはニセコエクスプレスを車内見学、それから、そこに回転台がございまして、回転台を動かして実際動かす体験とか、そういったことで来場者が1,450人ということでございます。それから、これまで鉄道遺産功労者ということでいろいろご寄附、運営等いただいたということで、その関係の佐藤様と宮坂様を表彰させていただいているところでございます。それから、ニセコ駅開業・函館本線全線開通120周年記念ということで、10月13日にニセコエクスプレスの車両を引き出した車庫内で大迫淳英氏による音楽イベントということで開催してございます。大迫淳英様におかれましては有島記念館の応援大使ということで委嘱しているところでございます。

次に、20ページをお開きください。⑤の学習交流センター「あそぶっく」の状況につきましては、入館者の数につきましては表のとおりとなっております。4月から10月までを掲載してございます。また、あそぶっくでそれぞれ開催している活動状況につきましては、4月から10月にかけて同じものを繰り返し開催しているというものもございまして、そちらにそれぞれの事業については記載のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それから、21ページのほうでは、ラジオニセコでの活動も含めていろいろ開催されてございます。それから、後段の⑦ニセコ町文化協会活動状況につきましては、ニセコ町文化協会主催のコンサートが10月21日、町民センターで開催されてございます。ムジカトウキョウ・サロンオーケストラによるコンサートということで来場者は123名ということでございます。また、文化まつりが10月26日から11月4日にかけて開催されて、活動展示、あるいはピアノ発表とか芸能発表とかが開催され、約400の方が参加をしたところでございます。

次に、22ページをお開きください。(3)社会体育・スポーツ活動ということで、第42回ニセ

コマラソnfフェスティバル、9月15日に町内中心に開催されてございます。申込者数は昨年度よりもかなり増えたというふうに聞いております。1,655人ということで、今年は駐車場の課題もある中で大きな事故もなく無事開催されてございます。②北海道スポーツ推進委員研究協議会が記載の期日に増毛町で開催されてございます。それから、第45回全町9人制バレーボール大会が先般11月24日に開催され、多くの方が参加していただき、町民相互の親睦や交流、あるいは体力の増進を目的として、地域対抗チームによる9人制バレーボールを開催し、優勝はふじみチーム、準優勝は有島チームという結果になってございます。次に、④番の社会体育施設の利用状況ということで、今年度まだ継続のところもありますし、プールのところはそれで終わっておりますけれども、表に記載の状況ということになっております。

以上で教育行政報告を終わらせていただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） これで教育長による教育行政報告は終わります。

#### ◎日程第6 選挙第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第6、選挙第1号ニセコ町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についての件を議題といたします。

地方自治法第182条第8項の規定により、ニセコ町選挙管理委員会委員及び補充員の任期が令和6年12月20日をもって満了となる旨通知があったので、同法同条第1項及び第2項の規定により選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

選挙管理委員会委員には、岡出孝一君、阿部良男君、板敷清司君、向田薫君、以上の諸君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した諸君を選挙管理委員会委員の当選人として定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。



よって、ただいま指名しました岡出孝一君、阿部良男君、板敷清司君、向田薫君、以上の諸君が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会補充員には、第1順位、佐藤由華里君、第2順位、田中富美江君、第3順位、遠藤隆君、第4順位、松田勝美君、以上の諸君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した職員を選挙管理委員会補充員の当選人として定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました第1順位、佐藤由華里君、第2順位、田中富美江君、第3順位、遠藤隆君、第4順位、松田勝美君、以上の諸君が選挙管理委員会補充員に当選されました。

#### ◎日程第7 委員会報告第2号

○議長（青羽雄士君） 日程第7、委員会報告第2号 所管事務調査の結果報告の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、木下裕三君。

○産業建設常任委員長（木下裕三君） 令和6年度産業建設常任委員会所管事務調査の結果報告を申し上げます。

調査期日は、令和6年9月25日から27日の3日間です。

出席した委員は産業建設常任委員5名全員、説明員は農政課長ほか、記載のとおりとなっております。

調査事項は、農林畜産業、農地整備、道路、橋梁、公営住宅、上下水道、商工観光、その他産業建設常任委員会の所管する事務で、合わせて11か所の現地調査を行っています。

それでは、調査結果を申し上げます。

都市建設課では、①中学校通は新公営住宅の建設などにより車の交通量が増加することが予想されるため、安全・安心な歩道が設置できるよう十分な検討を行うこと。②開発・建築計画に向けたニセコ町建築ガイドラインを適正に運用するため、専門職員等の人材確保に努めること。

上下水道課では、①上下水道事業における経営・資産等の状況を正確に把握し、経営の効率化に努めること。②上下水道施設等の老朽化、また、市街地における水の確保も課題となっている。課題解決のため、多額の予算が必要となるが、財政負担の標準化に努めること。

商工観光課では、①宿泊税の活用施策について、地域内交通の充実など、観光客のニーズを踏まえ、持続可能な観光となるよう努めること。

農政課では、①野生動物による農林業被害の増加などにより、狩猟者への鳥獣の捕獲要請が大変多くなっている。地域住民や自然環境、農林業などを守るため、報酬等の検証を行うなど、継続した狩猟活動ができるよう努めること。②森林の管理・循環利活用を推進するため、雪森考舎との連携を図り、人員体制の構築に努めること。

国営農地再編推進室では、国営緊急農地再編整備事業費が増額となっていることを踏まえ、国へ支払う負担金に必要な財源を確保するよう努めること。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの産業建設常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

お諮りします。ただいまの産業建設常任委員長の報告を受理し、善処を必要とする関係部分については、町長等に対し善処されるよう要望したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会報告第2号 所管事務調査の結果報告についてはこれを受理し、町長等に対し善処されるよう要望することに決しました。

#### ◎日程第8 認定第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第8、認定第1号 令和5年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、榊原龍弥君。

○決算特別委員長（榊原龍弥君） 令和6年第6回ニセコ町議会定例会において本委員会に付託された令和5年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

本会議終了後、第1回目の決算特別委員会を開催し、正副委員長互選、委員長に私、榊原を、副委員長に齊藤議員を互選し、付託された事件について、議会閉会中の継続審査の申出を行いました。

10月17日及び10月24日の2日間、決算特別委員会を開催し、付託されました各会計全般にわ

たる審査を行い、決算書及び法令に基づき提出されました各関係書類により、あるいは説明員による説明を求めるなど、慎重に審査しました。結果、各会計ともおおむね良好に執行されているものと認め、別紙審査報告書のとおり認定すべきものと決しましたのでご報告いたします。

なお、審査の中で、次のような指摘があったので述べたいと思います。

ニセコ中央倉庫群（旧でんぷん工場）におけるチャレンジキッチンについて、指定管理者に目的と方針を明確に示し、多くの方が訪れる施設になるよう努められたい。事業における実績と成果、課題等の記載について、次年度予算の検討に役立つような内容となるよう努められたい。

以上、令和5年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての報告を終わります。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの決算特別委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

これより、認定第1号 令和5年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、令和5年度ニセコ町各会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

#### ◎日程第9 発議第2号

○議長（青羽雄士君） 日程第9発議第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

木下裕三君。

○8番（木下裕三君） 日程第9発議第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案について、提案理由を読み上げ、説明に代えさせていただきます。

本町の産業や観光を支える社会資本を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する地球温暖化に伴

う異常気象による交通障害の発生や、今後一斉に更新期を迎える橋梁等道路施設や水道管、公営住宅等公共施設の老朽化など様々な課題を抱えています。加えて、豪雪地帯である本町においては、除排雪の体制確保など冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要です。

しかし、資材・燃料価格の高騰や賃金水準が上昇する中、地方財政は依然として厳しい状況にあります。よって、国は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、対策期間完了後も継続的に取り組むことが重要であるため、本意見書案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案は、産業建設常任委員会に付託することに決しました。

#### ◎日程第10 報告第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第10、報告第1号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、議案の2ページをお開きいただきたいと思います。

日程第10、報告第1号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）でございます。

引込線の切断による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年11月4日付で下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記、1、損害賠償の相手方、住所、札幌市中央区大通西14丁目7、氏名、東日本電信電話株式会社北海道事業部、二つ目、住所、札幌市中央区大通東1丁目2番地、氏名、北海道電力ネットワーク株式会社。

2、事故の概要、令和6年8月5日午後3時頃、ニセコ町字豊里88番地3、これは町有地でございます。こちらにおいてニセコ町地域おこし協力隊員が重機による樹木の伐採作業をしていた際、誤って引込線、電線でございますが、これを切断したというものでございます。

3、損害賠償の額、4万4,828円。復旧費用の10割ということでございます。

令和6年12月5日提出、ニセコ町長 片山健也。

この案件は、先ほど申し上げた令和6年8月5日、字豊里88番地3の町有地において、町が道の駅のブースを活用し、町産木材の小規模な展示を行うという目的で町有間伐材の伐採作業を行った際に発生した事故に関するものでございます。

この作業は、町の職員が町有間伐材伐採作業中に誤って重機で引込線（電線）を切ったとしたため、町がN T Tと北電に損害を賠償するというものでございます。

なお、同時に水道配水池の電源アームも破損いたしまして、後ほど補正させていただく報告をさせていただきますが、この電線アームの破損については損害賠償に当たらないため、ここには記載してございません。

報告第1号については以上でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、報告第1号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

#### ◎日程第11 承認第1号から日程第12 承認第2号

○議長（青羽雄士君） 日程第11、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）の件、日程第12、承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）の件、2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、最初にご説明申し上げる承認第1号でございますが、本来議会において議決いただく事件について、議会開催のいとまがない場合など特定の場合に、町長が議会に代わって事件の処分をすることができる、いわゆる専決処分でございます。

承認第1号につきましては、10月25日に行った専決処分でございます。

日程第11、承認第1号 専決処分した事件の承認についてご説明をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和6年12月5日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページでございます。こちらが先ほど申し上げた10月25日の専決処分書でございます。

改めまして、補正予算の議案でございます。令和6年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和6年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ280万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億3,623万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月25日、ニセコ町長 片山健也。

4ページをお開きいただきたいと存じます。第1表歳入歳出予算補正から7ページまで、歳入歳出予算補正事項別明細書の歳出までは記載のとおりということでございます。

歳入に入らせていただきます。8ページでございます。20款1項1目1節の前年度繰越金280万9,000円の補正でございます。今回の専決補正の財源は全て前年度繰越金で賄うというものでございます。

続きまして9ページ、歳出でございます。3款2項1目児童措置費、22節の補助金等返還金1万3,000円、令和5年度地域子供の未来応援交付金の支給において、当初見込んでいた経費よりも実績額が少なかったことにより補助金返還金が生じたための補正でございます。

続きまして10ページ、8款2項2目12節の町道維持管理業務委託料200万円、こちらは道路維持管理において例年以上に緊急を要するものを含む側溝土砂撤去や、それから舗装補修箇所が増加したことにより予算が不足するため、増額補正をさせていただきたいというものでございます。

その下、5項都市計画費、1目7節の講師謝礼6万円につきましては、来年度から景観条例を一部改正いたしまして、都市計画審議会の下部組織として専門家会議の設置を予定してございます。専門家会議委員は5名で構成し、景観条例の事前景観調査報告書について意見・助言を行うというものでございます。専門家会議への就任を依頼するに当たり、委員予定者の方々に開発現場等の意見をいただき、事前に町内の状況を把握していただくため、謝礼等に係る経費を補正するというものでございます。

その下、費用弁償4万4,000円は、ただいま申し上げました専門家会議予定委員の開発現場の見学参加に係る費用弁償でございます。

続きまして、次の11ページでございます。10款3項中学校費、1目10節の修繕料51万5,000円。内訳は、ニセコ町中学校の公務補室の暖房機1台について定期点検時に故障が判明したことによる修繕費が36万800円、それから2階会議室壁が一部破損したことによる修繕費が15万4,000円ということでございます。

それから、その下、5項幼児センター費、1目22節の補助金等返還金17万7,000円、令和5年度子育てのための施設等利用給付事業、こちらにおいて当初、ファミリーサポートセンターを利用する3号認定の対象者、非課税世帯でございますが、こちらの対象者を見込み、その分の交

付金を受領しておりましたが、実績でこの対象者がいなかったということによりまして、多く収入した交付金を返還するというものでございます。なお、当該交付金については、その性質上、毎年、前年度の実績を翌年度に精算をしてございます。

最後に、今回の補正の詳細については補正予算資料No.1をご審議の参考としていただきたいと思います。

承認第1号の説明は以上でございます。

続きまして、同じ007の次の12ページでございます。

日程第12、承認第2号 専決処分した事件の承認についてご説明いたします。

承認第2号は、11月8日に行った専決処分でございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和6年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和6年12月5日提出、ニセコ町長 片山健也。

これが11月8日付の専決処分書でございます。

改めまして補正予算の議案でございますが、14ページ、令和6年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和6年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出補正予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ425万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億4,049万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月8日、ニセコ町長 片山健也。

15ページの第1表歳入歳出予算補正から17ページの歳入歳出予算補正の事項別明細書の歳入まで、こちらについては記載のとおりでございます。

18ページでございます。歳出でございますが、今回の歳出の補正額は425万4,000円。その財源は、367万円が国庫支出金、残り58万4,000円が一般財源という構成でございます。

続きまして、次の19ページ、歳入でございますが、15款国庫支出金、2項1目1節の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金367万円、こちらの補正でございます。これは後ほど21ページの歳出で御説明する臨時特別給付金367万円の増額補正に充当する収入ということでございます。

続きまして、20ページ、20款1項1目1節の前年度繰越金58万4,000円、この一般財源を追加いたしまして歳入歳出の均衡を図るということでございます。

次に、11ページ、歳出です。2款1項7目地域振興費、10節の修繕料8万8,000円、先ほど御承認いただきました、令和6年8月5日、豊里の町有地で道の駅で展示を行う目的で町有間伐材の

伐採作業中ということで電線を切ったことの修繕料ということで、先ほどちょっと申し上げたこちらについては、水道配水池の電源アームというのを同じ作業のときに破損いたしましたので、その8万8,000円分を補正するというところでございます。

その下、21節の電線等損害賠償金4万5,000円、こちらは上記電線等の復旧に係る賠償金ということで先ほど御説明した内容の補正でございます。

それから、その下、24目18節の臨時特別給付金367万円、こちらにつきましては令和6年、今年2月の臨時議会で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金といたしまして四つの給付金を補正させていただきました。そのうち一つの給付、これは、令和6年度非課税均等割のみ課税世帯への給付でございますが、四つあるうちの一つの給付、これについて申請実績により予算が不足するというため、補正するというものでございます。

続きまして22ページ、7款1項2目観光費、14節のJRニセコ駅営繕工事45万1,000円。ニセコ駅の駅舎正面入り口の塔に設置されている時計について、時間にずれが生じておりまして、直してほしいという御意見が役場や観光協会に寄せられていることから新しい時計を設置するための本体料金、それから設置費用を補正するというものでございます。

内容は以上でございます。

最後に、今回の補正の詳細につきましては、補正予算No.2をご審議の参考としていただきたいと思っております。

承認第2号の説明は以上でございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由を終わります。

これより承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、篠原議員。

○9番（篠原正男君） 参考までにお伺いいたします。11ページの教育費、中学校費の修繕料の中で壁の破損による修繕ということで15万円ほど予算を計上されましたけれども、いわゆる単純な施設の老朽化による破損なのか、それとも何らかの形で破損されたのか、その内容について、分かる範囲でお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） 淵野総合教育課長。

○総合教育課長（淵野伸隆君） ただいまの篠原議員からの質問にお答えいたします。

今回破損した壁については、ニセコ中学校2階の会議室の壁でございますが、この壁は吸音式の小さい穴がたくさん開いたパネルタイプの壁でございますが、夏休み前の7月下旬に壁に蹴ったような跡がありまして、穴が空いていると。そういった事案が発生したことに対応するための修繕でございます。



学校としては、その教室については音楽の授業でも使っておりまして、誰でも使っているという、誰もがその部屋に入っているような状況でございます。そういったこともありますので、学校の施設の取扱いを大切にしようということ、各学級を通じて全体に指導したところでございます。現在、心当たりがある場合は名のり出るようにということで行っているところですが、今のところはない状況になってございます。そのままにしておくと、割れ窓理論という、よく、割れた窓をそのままにしておくとそれが続いていくというようなことがありますけれども、美観上のことですか、それから物を大切にするという生徒の心を育てていくという観点からも、修繕が早急に必要と考え、今回の修繕の専決処分の予算提案に至ったという状況でございます。

以上でございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

これより承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、高木議員。

○3番（高木直良君） 21ページの先ほどの説明の臨時交付金、申請件数に応じて補正することでありました。参考までに、申請件数が何件だったのか、それと併せて今回の補正以外にトータルでこの該当する均等割の関係者、申請者全体の件数についてお聞きしたいと思います。以上お願いします。

○議長（青羽雄士君） 重森保健福祉課長。

○保健福祉課長（重森省宏君） 高木議員のご質問にお答えいたします。

まず、令和6年の中ではニセコ町の新たな低所得世帯価格高騰緊急支援給付金ということで、6年度に新たに非課税世帯になったもの、または均等割のみの課税世帯となった世帯に1世帯当たり10万円給付するものなんですけれども、そちらの該当につきましては、対象が179世帯のうち、申請があったものについては155世帯という形になっております。支給金額につきましては、1,550万円程度の給付となっております。以上でございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

4番、榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 先ほどもあったのですけれども、協力隊の方が起こした事故についてちょっとお聞きしたいのは、専決した内容に対してはいいとは思うのですけれども、そのとき安全管理上の問題がなかったのかということと、それから再発防止に対する対策とかについても併せてお聞きできたらなと思います。資格等その辺も問題なかったのかというようなことについて分かる範囲でお伝えください。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 今回の案件については、協力隊といいますか、役場の職員であります会計年度任用職員が役場の依頼によって役場内部で行った作業ということになります。一部その場所の木も切りたかったのもあるのですけれども、私どももそういうことも含めて、それから、道の駅で今ちょっと御存じかどうかあれですけれども、ショップのブースのほうは五つくらい並んでいますけれども、この一番右側がちょっと休憩スペースにもなっていますが、その壁の板張りの部分で、ニセコ町の木材も、少しいろんなこういう木材もあるよということで展示をするということもあるものですから、その依頼でやらせていただいたという形でございます。

協力隊のその木を切るという部分については、日常的にも研修その他で、全く素人でスタートしているということではないものですから、役場のほうからそういうことで問題なく実施できるということでやらせていただいたということです。

ただ、ちょっとその場所が立て込んでいるということで、今回の電線に持っていた重機が、そこは安全の確認がちょっと怠ったということになるろうかと思いますが、不注意で電線を切ってしまったという状況になっております。今後についても、その部分については、依頼する段階においては安全確認をきちっとしながら実施するというので、内部的にも体制をきちっと整えてといいますか、どういう作業をするのかということと事前をきちっと把握した中での実施体制を取っていききたいと、そのように考えているところでございます。以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

9番、篠原議員。

○9番（篠原正男君） 22ページになりますが、商工観光費の中のニセコ駅の時計の工事に関わってなんですけれども、説明では、多くの苦情等が寄せられたということなんですけれども、私が確認したのは、リゾート観光協会に、ホームページの中では3月21日付で、駅舎の時計が故障しているというような告知をされております。それで現在まで8か月を要しております。なぜこんなに長く時間がかかったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 馬淵商工観光課長。

○商工観光課長（馬淵由香君） ただいまの篠原議員のご質問にお答えしたいと思います。

確かにうちのほうでも観光協会のほうから、また議員さんのほうからでも、修繕が必要ではないかという話は伺っており、時間がかかったことは大変申し訳なく思っております。当初、観光の職員としては、時計の修繕をするべきなのか、また別な方法を取るべきなのかということも検討しながらおりました。修繕に係ることを検討したときに、大きな修繕費がかかるかもしれないという話もありまして、もう一度事業者等に確認するなど、時間を要してございました。その件に関しては大変申し訳なく思っております。

今回は事前に専決を行いまして、時計のほうの発注にちょっと時間を要してございまして、まだ設置には至っておりませんが、工事の発注は済んでございます。この件に関してはおわび申し上げます。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 別にわびる必要も何ともない話でして、事実だけを説明いただければいい話であります。

今のお話の中で、8か月を要したその具体的な理由というのは何ですかという問いに対して、調整をしたとかという細かな話なんですけれども、根本的には何が原因で、ここまで時間がかかってしまったのかというあたりを端的にお知らせいただきたい。そういうことですので、再度お願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 馬淵課長。

○商工観光課長（馬淵由香君） その修繕を行う検討をしていたのですけれども、職員においても少し検討することに時間を要してしまったというところ。ほかには、優先順位をちょっと下げてしまったところもあり、時間がかかったということです。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 担当の方の考え方については了解をいたしました。

ただ、JRニセコ町は一つのニセコ町の玄関口でもあり、多くのお客さんが、観光客が立ち寄る場所でもあるというようなところで、時間が全く狂ってしまったものをそのままに放置してよかったのかという大きな問題があるかというふうに思います。ここではやはり町長、副町長の基本的な考え方について、どう考えておられたのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 時間がかかったことについては大変申し訳なく思っております。

先般、私も情報を得て、大変申し訳なかったのですが、専決処分させていただきました。私が聞いた範囲では、あの時計自体が下にあるタイマーと連結をしていると。連結をしているので大きなお金がかかるということでちょっと調査に時間がかかりました。それで今回については、その下にあるタイマーとの連動を切って、単体での時計と結ぶことによって安く実施できる。したがって、次回の議会に諮るということだったのでありますが、この雪でこれから観光

客がたくさん入ってくる時期だということで専決をさせていただいたというような経緯でありまして、その間の時間がかかったことについては申し訳なく、指導不足ということで、心からおわびを申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

7番、斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） 21ページの地域振興費の中で、先ほど豊里で森林の伐採で電線を破損したことの専決処分のことはあって、それと同時に、たしか水道管も破損ということの説明されたと思うんですけども、違いますか。

（「水道管は破損させていない」との声あり）

ありませんか。すみません、では間違いです。

そうしたら、この8万8,000円というのは、修繕料というのは。

（「配水池の電源アーム」との声あり）

○7番（斉藤うめ子君） この引込線のアームですか。

（「電源アーム」との声あり）

○7番（斉藤うめ子君） はい、分かりました。質問はありません。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和6年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

この際、議事の都合により、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時05分

再開 午後1時05分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎日程第13 議案第1号から日程第19 議案第7号

○議長（青羽雄士君） 日程第13、議案第1号 ニセコ町気候変動対策推進条例の件から、日程第19、議案第7号 令和6年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の件までの7件を一

括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、議案の3ページでございます。

日程第13、議案第1号 ニセコ町気候変動対策推進条例の制定についてご説明をいたします。  
ニセコ町気候変動対策推進条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月5日提出。ニセコ町長 片山健也。

まず、8ページの下をご覧くださいと思います。提案理由の説明でございます。

脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進に関し、町、事業者、町民並びに滞在者の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることにより、気候変動対策の推進を図り、持続可能な地域経済の発展と良好な環境の継承に寄与することを目的として本条例を提案するものであるとしております。

本町では、環境を守り育むまちとして、これまで特に脱炭素を目指す取組を重点に施策を展開してまいりました。2003年12月にはニセコ町環境基本条例の制定をし、以後、ニセコ町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定、それから2012年には第5次のニセコ町総合計画を環境創造都市ニセコ、こちらを冠に推進をしてまいりました。2014年には国からの環境モデル都市としての選定を受け、4年後の2018年には国からのSDGs未来都市としての選定も受けております。2年後、2020年にはニセコ町気候非常事態宣言を発出させていただき、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すということで宣言をさせていただいております。その次の年、2021年には、環境基本条例の改正及び自転車の適切な利用を促進する条例の制定、2021年、令和3年でございますが、こちらでは森林ビジョンの策定、それから再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例の制定等々ということで取組を進めさせていただいているところでございます。このたびはこれら一連の取組の一環として、気候変動対策推進条例の制定を目指すというものでございます。

では、まずニセコ町気候変動対策推進条例の概要という資料をお開きください。条例の中身の概要をこの資料でご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、条例の目的でございますが、これは先ほど提案理由の説明の際にご説明を申し上げたところでございます。

二つ目、気候変動の緩和に関する対策ということで、(1)地球温暖化対策を推進するための計画の策定ということでそれを位置づけておりまして、条例でいいますと7条から8条の関係でございますが、2020年7月のニセコ町気候非常事態宣言、これを受けまして計画的な施策の実施とその推進管理を行っていくため、地球温暖化対策に関連する計画の策定をこの条例に位置づけたということでございます。(1)の二つ目のポツでございますが、具体的な計画としてはニセコ町地球温暖化対策実行計画の区域政策編、それから同じく事務事業編、これがここで規

定する計画に該当し、脱炭素アクションアクションプラン、それがこれらを強力に後押しするための実行計画という位置づけをしてございます。

(2)事業活動における環境への負荷の低減ということで、これについては本文の9条から11条に当たりますが、町は事業活動において環境への負荷の低減を図るため、事業者と協定を締結し、必要な支援を行うということとしてございます。(2)のポツの二つ目でございますが、ここでは観光施設の省エネ改修の推進を進めるということで規定をさせていただいております。

(3)建築物に関する環境への負荷の低減ということで、これは条例の12条から10条に規定をしてございますが、一つ目は、建築物を新築しようとする建築主に対し、建物のエネルギー性能に関する評価を行い、その結果の届出を町に提出するという義務づけをいたしております。二つ目のポツですが、建築主に対し再生可能エネルギー設備の導入検討、その結果の届出、これも義務づけているというところでございます。ポツの三つ目、国土交通省においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた建築物分野での省エネ対策を加速させるため、改正建築物省エネ法、これによりまして2025年4月以降に着工する全ての建築物に省エネ基準への適合を義務づけるということとしておりまして、国と足並みをそろえる形でこの条例を制定するということとなります。

(4)自動車等の使用に関する環境への負荷の低減ということで、これは条例の15条から17条の関係ですが、自動車などの使用に対し、公共交通機関への利用転換や、それから燃料の燃費の向上する適切な運転に努めるということの規定をさせていただいているということ。それからポツの二つ目ですが、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等の購入や使用に努めるよう規定をさせていただいております。

(5)エネルギーに関する情報の提供、18条、19条関係ですが、温室効果ガス排出量の推計、これをするため、電気、ガス、石油などのエネルギー供給事業者、一定以上の広さの建物の所有事業者に対し、エネルギー使用量に関する情報の提供を求められることができると、町ではそれを求めることができるという規定をさせていただいております。

項番の3ですが、気候変動への適応に関する対策ということで、第20条に、具体的な施策の推進に関しては、農業、自然災害、健康などの関連分野においても気候変動への適応について施策を実施していくということを進めると、そのような規定にさせていただいているということでございます。

では、議案の4ページにお戻りください。議案の本文でございます。ただいまご説明申し上げた内容を盛り込んだ条例を4ページから8ページ中段にかけて全24条の条例にまとめてございます。

4ページの中ほど、第1条、これはこの条例の目的を規定しておりまして、第2条は用語の定義、それから5ページの第3条から6条、これについては気候変動対策の推進に当たり、町、事業者、町民、滞在者、それぞれの責務について規定をしてございます。

第7条から8ページの20条まで、これについては先ほど資料2でご説明を申し上げたとおりでございます。

8ページになりますが、21条、ここでは町の気候変動状況の把握と町民への広報活動を努力義務として規定して、22条及び23条では、関係者に対し、この条例を施行する際に必要な報告や資料の提出を町が求めることができるという規定をしてございます。

最後の24条、これは条例施行の詳細については規則に定める旨を規定してございます。

その下、条例の附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行いたします。

最後に、8ページの下段の住民参加の状況でございますが、ニセコ町まちづくり基本条例第54条による住民参加等の手続について、令和6年11月14日から22日にかけてパブリックコメントを実施いたしまして、特に意見はございませんでした。

これで議案第1号のご説明は以上でございます。

続きまして、議案の9ページでございます。

日程第14、議案第2号 ニセコ町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

ニセコ町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月5日提出。ニセコ町長 片山健也。

次の10ページの下でございます。提案理由でございます。

子ども・子育て支援法改正に合わせて引用条文も変更となったため、本条例により改正をす

るとしてございます。

次に、同じ10ページの上のほう、改正条例の本文でございますが、御覧いただきたいと思

います。改正条例の1行目ですが、第1条及び第2条第1号中「第77条第1項」を「第72条第1項」に

改めるとあります。国の法改正により、法律の引用先が77条から72条に変更となりますが、引

用先の内容についてはこれまでと変わらず、町の子ども・子育て支援計画の策定や実施に際し、

町で審議会等を設けることを努力義務とする国の規定ということに変わりはございません。引

用先が変わったということでございます。

次に、第4条本文を次のように改めるという条文がありますが、この条文以下の条文ござ

いますが、これは条例の段落や句読点など文言を整理するもので内容の変更ではございませ

附則でございますが、この条例は公布の日から施行いたします。

なお、国による法改正は令和5年4月に行われておりまして、本町のこの改正は本来、昨年度

中に行うことが適正でありました。おわびをし、御報告させていただきます。なお、特に業務

に支障はございませんでしたので、併せて御報告を申し上げます。

最後に、10ページの下段の住民参加の状況でございますが、ニセコ町まちづくり基本条例第

54条第1項第3号に該当し、住民参加の手続を要しないとしているところでございます。

これで議案第2号の説明は以上でございます。

続きまして、次の11ページでございます。

日程第10号、議案第3号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。こちらについてご説明いたします。

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月5日提出。ニセコ町長 片山健也。

12ページ下、提案理由でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバーでございますが、この法律の一部改正により、令和6年12月2日以降、現行の保険証の健康保険証の交付が廃止されることに伴い、条例の整理を行うため改正するものであるとしてございます。

本条例は、重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母または父及び児童に対し医療費の一部を助成する条例でございます。今回の改正は、いわゆるマイナンバー法の一部改正によりまして、令和6年12月2日以降、現行の健康保険証の交付が廃止されるということに伴う改正でございます。

ここで新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。4ページでございます。長く条例の改正はあるんですが、ほぼ文言改正だけございまして、重要なのはこの4ページのところだけなんですが、ご覧いただきたいと存じます。

4ページの左側の下段、こちらの第7条に受給者証の提示とございますが、この下の2行ですけれども、「医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に被保険者証または組合員証及び受給者証を提示するものとする」とあるのを、右の欄の改正のとおり、「被保険者証または組合員証及び」を削り、「受給者証を提示するものとする」という部分のみ残して改正となります。これが主な改正でございまして、これ以外は文言の整理になります。

議案のほうにお戻りいただきまして、中ほど、附則がございますけれども、この条例は公布の日から施行し、令和6年12月2日から適用するとしてございます。

この一番下、最後でございますが、12ページの下段の住民参加の状況ですが、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第3号、こちらに該当し、住民参加の手続を要しないとしております。

これで議案第3号の説明は以上でございます。

続きまして、次の13ページでございます。

日程第16、議案第4号 ニセコ町防災会議条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

ニセコ町防災会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月5日提出。ニセコ町長 片山健也。



14ページの下、提案理由でございますが、ニセコ町防災会議は、地域防災計画の作成や実施などを担う組織として運営に必要な関係組織の職員に対し委嘱しているが、現在は委員の全て男性となっている。今後の防災対策を進める上で、女性の意見や広く意見を求め反映できるよう所定の改正を行い、防災組織の機能性向上、組織強化を図るため本条例を制定すると、そのようにさせていただいているところでございます。

次に、先ほど同様、新旧対照表5ページをご覧くださいと思います。

第3条第5項第6号、左側の真ん中よりちょっと下の(6)というところですが、この第6号において、先ほど提案理由において御説明した内容を反映させるために、その他、町長が必要と認める者を「2人以内」から、右のとおり「5人以内」に増員をしていると、この改正が最大の今回の改正でございます。その他の改正は文言の整理、それから条例の体裁を整えるというための改正となっております。

行ったり来たりで申し訳ございません。008の14ページに戻っていただきたいのですが、改正条例の本文でいろいろ書いてございますが、こちらでございます。下から10行目ほどの附則でございますが、この条例は公布の日から施行するということとしております。

最後に、14ページの下段の住民参加の状況でございますが、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第3号に該当し、住民参加の手続を要しないとしているところでございます。

議案第4号のご説明は以上でございます。

では、引き続き補正予算でございます。

日程第17、議案第5号 令和6年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

令和6年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,869万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億8,919万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それから、債務負担行為の補正。

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年12月5日提出。ニセコ町長 片山健也。

次の2ページの第1表から3ページ、こちらは記載のとおりでございます。

4ページは後ほどご説明を申し上げますので飛ばしていただきまして、5ページ、こちらについても記載のとおり、6ページ、こちらの事項別明細書の歳出でございますが、今回の補正額は合計で4,869万9,000円。

その財源について、まず国・道からの支出金が1,540万8,000円、その他120万円、これは指定寄附金の歳入でございます。それから一般財源3,209万1,000円これは地方交付税ということ

で該当させていただいております。

説明の都合で、まず歳出から参ります。11ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項1目3節の時間外勤務手当103万9,000円、内訳は、総務係が32万1,000円、給料改定や職員研修の増加による業務量の増加ということでございます。情報管理係が25万7,000円、事務分掌の変更に伴うDX業務の追加及び内部システム増による業務量の増加ということで補正をさせていただいているところでございます。財産管理係が9万4,000円、それから北海道後期高齢者医療広域連合派遣職員、1名派遣しておりますが、この派遣職員分が36万7,000円ということでございます。

その下、食糧費12万円、今年度から新年交礼会の会費徴収を行わないということで進めさせていただきたいと考えておまして、負担額の増及び食糧費の高騰に伴う増額補正ということでございます。

その下、海外旅行保険97万5,000円、これは令和6年度から3年間、一般財団法人自治体国際化協会、こちらへ職員を1名派遣してございます。当該職員は令和7年度、8年度の2年間パリ事務所で勤務をするということとなっております、期間中の事故やけがに備えることを目的に海外旅行保険に加入するため増額補正をするというものでございます。なお、保険期間は来年、2025年4月1日から2027年3月31日までとなります。

それから、3目交通安全費、10節の修繕料64万9,000円、こちらは、モイワ地区町有街路灯4等の修理ということです。その下、4目24節の社会福祉事業基金積立金120万円、こちらは指定寄附金を2件お受けしたということによる積立てです。

それから、6款企画費、3節の時間外勤務手当21万5,000円、令和7年1月から3月分、時間外手当についてふるさと納税寄附件数の増加及び価格高騰重点支援給付金の実施、これらに伴う補正でございます。

その下、ふるさとづくり寄附金返礼900万円、当初の見込み以上にふるさとづくり寄附金、これを受けたことによりまして、ふるさとづくり寄附の返礼に要する経費が不足したということから増額補正でございます。なお、11月末の寄附金額は約7,000万円ということになってございます。

その下、手数料297万円、それからクレジットカード収納手数料66万円、その下、ふるさとづくり寄附返礼業務委託料264万円、こちらについても当初見込み以上の寄附を受け、関係経費が増加ということで補正をさせていただいております。

続きまして12ページ、自治創生費、3節の時間外勤務手当17万4,000円、令和7年1月から3月の時間外勤務手当について、企業版ふるさと納税寄附の増加などにより予算に不足が生じることから増額するというものでございます。

14目自動車維持費、3節の時間外勤務43万9,000円、こちらについても、令和7年1月から3月の運転業務増加ということが見込まれるための補正でございます。

その下、自動車借上料32万6,000円、こちらは町長公用車借上料の増額補正でございます。当初予算では納車までに時間を要する想定でありましたが、8か月分の予算を計上しておりますけれども、結果、令和6年4月末に納車ができるということになったものですから、借上げの期間が延びたということで予算不足の3か月分の費用を増額しているということでございます。

15目町民センター費、10節の燃料費6万5,000円、生活研修室の利用者増及び単価高騰によるLPガス燃料費不足によるものでございます。

その下、手数料6万円、夏期に町民センター大ホールの可動式仕切り壁、こちらにカビが発生したということからカビ除去の清掃を実施し、当初予算に不足を生じたことによる補正でございます。

17目職員給与費、3節の通勤手当20万円、職員の住所変更、それから勤務地変更ということがありまして、そのための増額ということでございます。

その下、一般職児童手当8万円、その下、会計年度任用職員児童手当22万円、いずれも児童手当拡充による職員分の手当の拡充ということでございます。

13ページ、3款1項1目社会福祉総務費、3節の時間外勤務手当2万7,000円、本年4月から保健医療係主任が一般職から短時間勤務職に切替えを行ったため、一般会計業務として生じた時間外勤務手当を補正するというものです。

その下、地域活動支援センター修繕工事補助38万円、こちらは障害者施設として稼働しているNPO法人ニセコ生活の家、こちらが運営する地域活動支援センターのエレベーターがオイル漏れを起こしておりまして点検事業者から指摘を受けているため、利用者の安全のための修理費用、こちらを支援するというものでございます。

その下、国民健康保険事業特別会計繰出金19万円、本年4月より保険医療係の主任が、先ほど申し上げた一般職から時短職員ということに切り替わったため生じた時間外勤務手当、その増額で特別会計側の業務として特別会計の繰出金として補正する部分でございます。

それから、2目18節のニセコハイツ・デイサービスセンター設備更新等事業補助102万円、これにつきましては、ニセコ福祉会が運営する特別養護老人ホームニセコハイツ、こちらで使用している介護用電動ベッドについて、ハイツ開設当初から使用しておりますが、故障し修理不能なものが3台あると。このため、その更新費用を支援するというものでございます。ちなみに更新の際は今後導入予定の移乗介助用のロボット、こちらの使用に適したものとなるようなベッドを導入する予定ということでございます。

2項児童福祉費、1目10節の食糧費3万4,000円、これは小中学生まちづくり委員会及び子ども議会について、今年度21名の参加があり、当初見込んでいた人数を大幅に超えているため、子ども議会実施に伴う食糧費について補正をさせていただきます。

その下、児童手当1,020万円、児童手当の改正によりまして児童手当について令和6年10月1

日から抜本的拡充などが決定されました。これに伴い給付に係る費用を補正するというものがございます。この扶助費1,020万円の財源は、国の補助が6分の4、それから道補助が6分の1、それから町負担が6分の1という中身になってございます。ちなみに拡充の内容でございますが、一つ目が支給期間を中学校修了から高校生修了までに延長するという内容。それから第3子以降の支給額を1万5,000円から3万円。それから三つ目、第3子以降のカウント方法について、親などの経済的な負担がある場合は22歳の年度末まで子どもとしてカウントするということ、それから四つ目、所得制限を撤廃するということ。それから五つ目、支給月を年3回から6回に増やすなどの抜本的改正が行われているということでございます。

続きまして、14ページ、4款2項2目14節の一般廃棄物最終処分場覆土工事302万5,000円、最終処分場の終了廃止に向け施設内で埋め立てたごみの上を土で覆う費用を補正いたします。

それから15ページ、6款1項農業費、2目1節の会計年度任用職員報酬2万9,000円、こちらは中山間地域直接支払という事業がありまして、この業務を行う会計年度任用職員について、予定よりも平日の業務時間外と、それから休日の会議等が行われる見込みのため、その所要額分を補正するというものがございます。

その下、通信運搬費1万4,000円、その下、コンピュータソフト使用料1万7,000円の補正、町農政課と農家との連絡をスマートフォン、タブレット、パソコンで閲覧、返信ができる双方向のコミュニケーションDXツール、こちらであります既存ソフト、JAコネクトというソフトがございまして、これを導入することで町と農業経営体双方のコミュニケーションの迅速化・効率化が図られます。このため、公用スマートフォン通信料とそれからJAコネクトの使用料を補正するというものがございます。いずれも1月から3月の4か月分の費用でございます。

その下、事務用備品6万8,000円、これは現在、現場での農家個人との連絡は職員個人のスマートフォンを使用せざるを得ない状況でございますが、人事異動の際に電話番号やメールアドレス、SNS、LINEなどのSNSの情報が引き継げないという状態が起きるため、この状態を解消するために公用のスマートフォン1台を導入する費用ということで計上させていただいております。

その下、修繕料20万円、農政課公用車修繕料です。職員が町役場公用車駐車場内において駐車操作をしていたところ、前方確認不十分により、町民生活課公用車軽トラックと接触をし、農政課公用車の左部分、これを破損させた修理費用の補正でございます。なお、修繕料につきましては自動車共済から共済金の交付を受けるという見込みでございます。

その下、農業用共同施設整備事業補助540万円、こちらは曾我畑作機械利用組合、こちらが建設する機械保管等を行う共同利用施設建設費、これに対して令和6年度地域づくり総合交付金、北海道の事業でございますが、これの交付を受けられることとなったため、間接補助による町補助金の歳出予算を計上してございます。歳入も同額で入ってくるというものでございます。

16ページ、8款7項1目21節の住居移転補償28万5,000円、公営住宅のミスマッチ解消に伴う移転補償費の不足分を補正するというものです。2件分でございます。

その下、14節の公営住宅建設工事110万円、これについてはまず999-5を御覧いただきたいと思えます。場所を示した図面でございますが、上のほうが町営プール側です。そして道路を挟んで手前がこの住宅でございますが、町営プール向かいの新団地建設工事、これの2期工事について、令和6年度分の補正ということでございます。建築基準法及び建築省エネ法の改正に伴いまして、当該団地は来年4月1日以降の着工とした場合、追加設計等の費用が必要になるという案件でございます。これを避けるため、工事を来年3月に前倒しして契約、着工するための補正ということでございます。工期は令和7年3月から令和8年3月を予定してございます。財源として社会資本整備総合交付金、補助率45%でございますが、こちらを活用いたします。

ここで009-4にお戻りいただきたいのですが、行ったり来たりで恐縮です。4ページでございます。新団地1号棟第2期工事分の建設工事は全体で4億1,055万8,000円と、これを予定してございます。先ほど御説明した補正が110万円、残り4億945万8,000円、これを限度額といたしまして、令和7年度の債務負担行為補正としてここに設定をさせていただいている1行目ということでございます。ここに債務負担を上げさせていただいております。

続きまして、この同じ009の17ページに飛んでいただきたいと存じます。教育費からです。10款1項1目9節の教育委員会交際費20万円、こちらは物価上昇や出席行事増により交際費の不足が見込まれるための補正ということでございます。

それから、2項小学校費、1目7節のスキー指導員謝礼23万1,000円、こちらは町内各小学校スキー授業におけるスキー指導員の謝礼です。各小学校のスキー授業においてスキー指導ができる教員の不足によりまして、スキー指導員を確保する必要があることから所要額を補正するというものでございます。

その次、3項1目14節のニセコ中学校営繕工事121万円、これにつきましてはニセコ中学校体育館照明施設のLED化工事、これに伴う補正でございます。

それから、中段より下、4項高等学校費、1目3節の時間外勤務手当25万円、高校改革業務や施設整備、新寮の設計、それから臨時寮の建設、それから校舎の基本構想等の業務の増大によりまして時間外勤務手当が不足したため補正をするというものでございます。

それから、また改めて4ページにお戻りいただきたいんですが、行ったり来たりで恐縮です。債務負担行為でございます。同じフォルダの4ページ、第2表債務負担行為、この2行目でございます。ニセコ高等学校寄宿舎給食調理委託業務、こちらについてでございます。現寄宿舎である希望ヶ丘寮は、現在、小樽市に本社のある管理会社に建物の管理と併せて朝夕2食の食事提供を委託してございます。長年これに献身的に携わっていただいた社員の方が退職が見込まれておりまして、さらに人数増となる来年度以降の食事提供ができないという旨の申出があったことから、来年度から寮に対する新たな食事提供を行う会社などを選定する必要がございます。

す。このため、12月段階で委託料の債務負担行為を御承認いただき、新年度からの食事提供がスムーズに進むよう準備をいたしたく、1,552万6,000円を上限とする債務負担行為の設定をさせていただきます。

続きまして、また進んでいただきますが17ページ、先ほどのページに戻るということでもあります。下のほうです。5項幼児センター費、1目18節の施設型給付費負担金128万円、こちらはニセコ町に住所を有する0歳から2歳児の児童が町外の小規模保育事業所及び認定こども園、こちらを利用するに当たり、幼児教育を受けることができる体制を整えるとともに、保護者のニーズに寄り添った支援を行うため、子どものための教育・保育給付に係る施設型給付費を補正するというものでございます。今回の対象児童は2名ということになってございます。

それから、6項社会教育費、18ページでございます。1目3節の時間外勤務手当22万9,000円、こちらは機構改革によりまして旧町民学習課の正職員、こちらが兼務体制となったため時間外勤務が増加するというので予算不足を補正するというものでございます。

2目有島記念館費、3節の時間外勤務手当86万4,000円、こちらは有島記念館窓口担当者の減による既存職員時間外手当の補正ということでございます。

その下、施設管理用備品56万4,000円、これは先ほどの配置人員の欠員への対応、それから業務改善を進めるためのロボットクリーナーの一式の導入ということの経費でございます。

それから、7項1目保健体育総務費、3節の時間外勤務手当50万円、こちらは社会教育費と同様に機構改革による職員が兼務体制となったことに伴う時間外勤務の増加ということでございます。

それから、3目給食センター費、10節の修繕料35万円、学校給食センターは建設から本年度で15年目を迎えておりまして、学校給食の調理及び施設の管理に必要な施設や調理機器などの故障については、補正をさせていただいて、その都度修繕を実施しております。本年度の修繕料の予算が不足をしたため、今年度末までに緊急な修繕を要する事態が発生したときに迅速に対応できるように修繕料の予算を追加補正させていただきたいということでございます。補正額については今後の見込みで計上してございます。

続きまして、7ページにお戻りいただきまして歳入でございます。

まず、11款地方交付税、1項1目1節の普通交付税、これが3,209万1,000円の補正、普通交付税額の確定によりまして今回の歳出に充当いたします。

それから、8ページ、15款国庫支出金、1項1目2節の児童手当負担金680万円、先ほど歳出で御説明申し上げた児童手当改正に伴う手当拡充に伴う給付に充当するための国の負担でございます。

その下、子どものための教育・保育給付費負担金73万9,000円、これも先ほど申し上げた町外の小規模保育所等を利用するため、町が負担する保育費用2名分でございますが、これの国費分の歳入を補正いたします。

それから、2項4目2節住宅費補助金、社会資本整備総合交付金49万5,000円、この補正でございます。先ほど歳出で御説明を申し上げた新団地第2期分の工事、こちらの本年度前倒し実施分110万円、これに対しその45%を国費で歳入いたしますその金額でございます。

続きまして、9ページ、16款道支出金、1項1目2節の児童手当負担金170万円の補正、児童手当拡充に伴う給付に充当する道費の負担金でございます。

その下、子どものための教育・保育給付費負担金26万1,000円、これは道外の小規模保育所、先ほど申し上げた保育所の道費の負担金の部分でございます。

その下、重度心身障害者ひとり親家庭等医療給付事業補助金1万3,000円、これは担当者の時間外勤務の増額分を当該事業で充当するというための道費の歳入でございます。

それから、4目1節農業費補助金の地域づくり総合交付金540万円の補正、こちらも先ほど申し上げた曾我畑作機械利用組合が建設する共同利用施設建設に対して令和6年度の道の補助金であります地域づくり総合交付金、これを受けられるとなったことによる補正でございます。

10ページ、18款1項2目1節の指定寄附金120万円の補正、これは2件分の指定寄附を受けたということによる補正でございます。

続きまして、ちょっと飛んでいただき19ページでございます。19ページから21ページにかけて、今回の補正で一般職及び会計年度任用職員の職員手当、それから時間外勤務手当、報酬等の補正をし、給与費明細に変更がなされるということから給与費明細書の変更部分を記載させていただいているということでございます。記載のとおりということでございます。

それから最後に、いつもの補正予算の説明資料でございますが、補正予算No.3については今回の補正に伴い一般会計に変更が生じているということで、変更後の各会計の総括、それから一般会計補正予算の内訳等を記載してございます。ご審議の参考としていただきたいと思います。

これで議案第5号に関する提案理由の説明を終了いたします。

日程第18、議案第6号 令和6年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明をいたします。

令和6年度ニセコ町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,319万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月5日提出。ニセコ町長 片山健也。

まず、23ページ、第1表歳入歳出予算補正から25ページまで、こちらについては記載のとおりでございます。

26ページでございますが、今回の補正額は19万円、一般財源として一般会計から繰入金で賄うという形にさせていただいております。

進んでいただいて、27ページ、3款1項1目1節の事務費繰入金19万円の歳入、これはただいま説明した一般会計からの繰入金でございます。

次の28ページ、歳出でございます。

1款1項1目3節の時間外勤務手当19万円、令和6年4月から保健医療係主任を一般職員から短時間勤務職員に切り替えたということで既存職員に生じる時間外勤務手当を補正するというものでございます。

それから、29ページ、時間外勤務手当を補正するというので給与費明細書が変更となりますので、29ページから30ページのとおり当該所要額を変更してございます。

それから最後に、先ほど開いていただいた補正予算資料No.3でございますが、この6ページについて、今回の補正に伴い、変更後の各会計の総括、それから補正予算の内訳等を記載してございますので、ご審議の参考としていただきたいと思います。

これで議案第6号に関する提案理由の説明は終了させていただきます。

次が最後でございます。日程第19、議案第7号 令和6年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明をいたします。

令和6年度ニセコ町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,310万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月5日提出。ニセコ町長 片山健也。

32ページから34ページまで、これについては記載のとおりでございます。

35ページでございますが、今回の補正額、先ほど申しあげましたとおり350万円で、その他として普通徴収保険料、これで歳出を賄うということでございます。

次の36ページ、歳入でございます。

1款1項2目1節の現年度分普通徴収保険料35万円、この歳入は、後期高齢者医療の保険料について、所得額及び賦課額の増加により当初予定より歳入が増えたということによる補正でございます。

続きまして、37ページ、2款1項1目18節の北海道後期高齢者医療広域連合負担金350万円、先ほどの歳入のとおり、保険料の徴収額が増えたことによりまして、同額を広域連合へ納付金として支出をいたしますので、その支出する予算の補正ということでございます。

こちらについては補正予算資料No.3の7ページが後期高齢者ということで、今回の補正に伴い



変更後の各会計の総括、補正予算の内訳等を記載してございます。ご審議の参考としていただきたく存じます。

これで議案第7号に関する提案理由の説明を終了いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議事の都合により、議案第1号 ニセコ町気候変動対策推進条例の件から、議案第7号 令和6年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の件までの7件は、質疑・討論・採決を12月13日に行うことにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 ニセコ町気候変動対策推進条例の件から、議案第7号 令和6年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の件までの7件は質疑・討論・採決を12月13日に行うことに決しました。

#### ◎休会の議決

○議長（青羽雄士君） お諮りします。議事の都合により、12月6日から12月12日までの7日間、休会にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、12月6日から12月12日までの7日間、休会することに決しました。

#### ◎散会の宣告

○議長（青羽雄士君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、12月13日の議事日程は当日配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後2時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士 (原本自署)

署 名 議 員 前 原 孝 植 (原本自署)

署 名 議 員 小 松 弘 幸 (原本自署)